

●香川県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年7月3日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成21年7月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市大野原町丸井字西中津19番地先 から 観音寺市大野原町青岡字向本庄17番地先 まで	11.5~16.5	105	平成14年香川県告示第7号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成21年7月3日